

覚 書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社サンティール（以下「乙」という。）は、富士の国やまなし館（以下「やまなし館」という。）の運營業務に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲は、県産品の販路拡大、観光・物産情報等の発信に向けて、「やまなし館」を設置し、その運営を乙に委託する。

（運営方針）

第2条 乙は、県産品の展示・販売を通して、消費者と県内生産者をつなぐ役割を担うと同時に、首都圏での消費者やバイヤーのニーズを把握し、生産者の新たな商品開発や事業者の販路拡大につなげるよう努める。

2 乙が行う運營業務の主な内容は、次とおりとする。

（1）やまなし館における物産販売

（2）生産者等による直接販売の企画・実施

（3）県内関係団体等との協働によるテスト販売の実施

（4）県産品に対するニーズ把握及び販売情報のフィードバック

（5）やまなし館以外での県産品の販路拡大の取り組み

（6）県の観光・物産等の情報提供

3 レストラン「Y-wine」と連携することにより、集客力を高め、やまなしブランドの確立に貢献する。

4 甲は、「やまなし館」で販売する県産品の確保、観光・物産情報等の提供に協力するものとする。

（委託期間）

第3条 運營業務の委託期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とし、双方合意の場合は、4年目から1年更新できるものとする。

（開業時期）

第4条 乙は、平成27年4月上旬を目途に開業するものとする。

（県の負担）

第5条 甲は、「やまなし館」を設置するための施設を借り上げ、これに要する経費を予算の範囲内で負担する。

2 甲は、「やまなし館」の運営、整備に要する経費を予算の範囲内で負担する。

(運営状況の報告)

第6条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に決算書を作成し、甲に提出するものとする。

(その他)

第7条 本覚書に関し疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

2 本覚書を踏まえ、別に乙と公益社団法人やまなし観光推進機構との間で「やまなし館」運營業務委託契約を締結するものとする。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名の上、各々1通を所持する。

平成27年3月18日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

乙 東京都中央区銀座八丁目18番11号
OGURAビル3階
株式会社サンティール
代表取締役会長